

2022

新型コロナウイルス対策設備投資等支援事業

新型コロナウイルス感染拡大防止目的の設備投資費や業態転換・販路拡大目的の
広告宣伝費の一部を補助します。

補助対象者	<p>中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者のうち、以下の条件を全て満たしている者。</p> <ul style="list-style-type: none"> 同法に規定されない医療法人、NPO法人等の法人ではないこと。（個人開業医は可） 区内に本社を有し3か月以上事業を営んでいることを履歴事項全部証明書において証明できる中小企業、又は区内に主たる事業所を有し、当該事業所が支店登記され、履歴事項全部証明書において区内に3か月以上所在することを証明できる中小企業。もしくは北区内に住民登録後3か月以上経過又は北区内に事業所設置後3か月以上経過していることを書面で証明できる個人事業者。 大企業が実質的に経営に参画していないこと。 フランチャイズ及びそれに類する契約を締結して事業を営んでいないこと。 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う団体ではないこと。 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業又は金融・貸金業ではないこと。 法人住民税（個人事業主の場合は特別区民税）を滞納していないこと。
補助対象期間	2022年3月1日から2023年2月28日まで
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> 2023年2月28日までに取組の実施、補助対象経費の支払い及び領収書の取得を完了すること。 同一経費を対象として、北区以外から経費の補助を受け、または交付決定を受けていないこと。また北区以外に補助の申請をしていない、もしくは申請する予定がないこと。 同一代表者が、今年度中に当事業の補助金の交付を受けていないこと。 新型コロナウイルス感染拡大防止対策の設備投資費及び業態転換・販路拡大目的の広告宣伝費であること。
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 店舗・事務所改装費（車両等は対象外） テレワーク環境整備費 換気・飛沫防止・消毒等の衛生環境改善に係る設備購入費 業態転換・販路拡大のための広告宣伝費（令和4年度拡充）
補助限度額	50万円 ※補助対象経費が税抜5万円未満（補助金額2万5千円未満）は対象外です
補助率	2分の1（千円未満の端数は切捨て）
申請方法	<p>①制度利用 予約申込 下記二次元コードからお申込みできます。 申請枠をご予約いただきます。当予約は枠の確保のみとなります。 補助要件や補助対象についての適否を判断するものではありません。補助金の交付をお約束するものではありません。申請書提出後に補助対象外と判断される場合があります。</p> <p>②補助金申請書類提出（2023年2月28日郵送必着） 取組の実施、経費支払い、領収書の取得後、申請書類一式（経費支払いを確認できる資料、納税証明書等）を揃えて頂いたうえで、郵送にてご提出いただきます。 申請書様式、必要資料等は下記二次元コードのHPに掲載しています。ご確認ください。</p>

お申し込みの流れ

(申)
予約
申込(区)
受付メール
送付(申)
経費支払
22/3/1~
23/02/28(申)
申請
23/02/28
まで(区)
交付
決定(区)
補助金
振込

東京都北区 産業振興課 商工係
 〒114-8503 北区王子1-11-1 北とぴあ11階
 TEL: 03-5390-1235 FAX: 03-5390-1141
 詳しくは北区HPをご覧ください。→

